

## 危機管理マニュアル4

### 外国人留学生・外国人研究者等の受入れ時の危機管理

〔大学が、外国人留学生等に行うこと〕

#### 1. 受入れオリエンテーション等の実施

本学国際交流センターは、外国人留学生受入れ時に「豊橋技術科学大学留学生ガイドブック」を配布するとともに、各学期初め（4月及び10月）に実施するオリエンテーションを通じて、特に以下の1-1及び1-2の事項を説明し、注意を喚起するものとする。

##### 1-1 健康診断の受診、保険加入

- ・ 学位プログラム学生は、毎年4月に実施する定期健康診断を必ず受診すること。
- ・ 外国人留学生・研究者も、保険（国民健康保険、海外旅行保険等）に加入すること。
- ・ 外国人留学生が民間アパート等に入居する場合は、財団法人日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償」に加入すること。

##### 1-2 危機・トラブル等への備え及び対応方法

###### ア 自然災害

- ・ 地震等の自然災害発生時に能動的に行動すること（本学の「大規模地震に対する事業継続計画（地震対策BCP）」「大規模地震に対する防災マニュアル」及び「大震災行動マニュアル（日本語版・英語版）」を参照）。

###### イ 犯罪対策

- ・ 日本の法令遵守を徹底すること。
- ・ 警察、救急（消防署）及び本学担当者連絡先を把握すること。
- ・ 「出入国管理及び難民認定法」に基づく不法労働活動を行わないこと
- ・ アルバイトを行うには、入国管理局への「資格外活動許可」申請の手続きが必要であることや、職種・時間制限があること等留意すべきこと。大学内におけるTA、RA以外の業務で報酬を受ける場合も、「資格外活動許可」が必要であること。

|                |   |
|----------------|---|
| 「留学」の在留資格をもつ学生 | 資格外活動（アルバイト）は、1週間に28時間以内<br>長期休業期間（夏休み・冬休み・春休み）は1日8時間以内 |
|----------------|---|

###### ウ 交通事故及び火災の防止、安全確保

- ・ 任意保険に加入することなしに、自動車やバイクに乗らないこと。
- ・ 万が一事故を起こした場合は、警察、救急（消防署）への連絡と、本学担当者へ連絡（連絡窓口：学生課）すること。
- ・ 学外のアパート等に入居する留学生・外国人研究者は、火災事故の発生に備えて、「留学生住宅総合補償」等の火災保険に加入すること。

- ・ 宿舎等への入居時、火災発生時に備えて消火器の設置場所、避難経路、非常口等を確認すること。
- ・ 宿舎等に備え付けてある消火器の扱い方についても必ず確認すること。

#### エ 健康・衛生等

- ・ 定期的に健康診断を受診すること。
- ・ 長期の病休となる場合は連絡、相談する窓口があること。
- ・ 本学の健康支援センターでの健康相談、通常の通院方法、夜間休日診療の情報の入手方法や重病や大けがの場合には、119番に電話し、救急車を呼ぶことを事前に説明しておくこと。
- ・ 重篤な病気や難病指定を受けた場合等、留学・研究等の継続が困難となったときは、母国へ帰国させる可能性もあること。

#### オ 異文化対応

- ・ 生活習慣、宗教等に関する問題発生時の相談窓口（国際交流センター、担任・指導教員、健康支援センター）があること。

#### カ その他

- ・ 人間関係やさまざまなハラスメント、学業・進路、学費、経済面での問題が発生した場合における対応体制があること。

## 2. 平常時の安全管理

受入担当事務局は、平常時から以下の事項について留意し、外国人留学生等の安全管理を行う。

- ・ 留学生台帳等の情報（住所や電話番号、e-mail等）を更新すること。
- ・ ビザ（在留期間）情報や、留学生が一時出国する際の届出情報を把握すること。
- ・ 定期健康診断の受診を徹底すること。
- ・ 保険（国民健康保険等）への加入状況を把握すること。